

千葉労働局発表
令和8年2月2日

報道関係者 各位

【照会先】
千葉労働局 労働基準部 労災補償課
労災補償課長 今野
労災管理調整官 植村
直通電話 043 (221) 4313

木更津労働基準監督署における請求書等の紛失について

千葉労働局（局長 小山 英夫）は、木更津労働基準監督署（以下「木更津署」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

木更津署において、職員が、被災労働者から受け付けた「療養補償給付たる療養の費用請求書」について、支給決定した情報を労災システムに入力した後、当該請求書と入力した内容を突合しようとしたところ、当該請求書、添付資料（医療費の領収書）及び支給決定決議書（計3枚の一件書類）の所在が確認できなくなったもの。

請求書には、被災労働者の氏名、住所、生年月日、負傷年月日、傷病名、所属事業場の名称・住所・事業主氏名等が記載されていた。また、添付資料には、作成した装具の名称等が記載されていたと想定され、支給決定決議書には、被災労働者の銀行口座情報等が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 令和7年12月18日、複数の被災労働者から提出のあった「療養補償給付たる療養の費用請求書」7件について、職員Aは、支給決定決議書の内容を労災システムに入力した。その後、19日にかけて、職員A又は職員Bは、18日に入力した決議書（請求書及び添付資料を含む。以下「決議書等」という。）と17日までに別途入力していた支給決定決議書7件を合わせた14件について金融機関コード順に並び替え、所定のキャビネットに入れて保管した。
- (2) 同月22日、職員B及び職員Cは、同月18日までにシステム入力した支給決定決議書14件のシステム入力結果リストと支給決定決議書等の内容との突合を行おうとした際、1件の決議書等の所在が不明であることを確認した。
- (3) 同月22日以降、木更津署内を捜索するも、決議書等の発見には至らなかった。

3 発生原因

- (1) 支給決定決議書等の並び替えの作業について、ゴミ箱が真下に設置されていた机の上で行ったため、作業中に誤って廃棄した可能性があること。
- (2) システム入力後の書類の紛失を防止するための措置が不十分であったこと。

4 二次被害の有無

決議書等は、廃棄物回収業者により回収され、木更津市の廃棄物処分場において焼却された可能性が高く、二次被害の発生する見込みは低いものと考える。

5 再発防止対策

(1) 木更津署における対策

令和8年1月7日に情報漏えい防止に係る研修を実施し、副署長から再発防止の周知・徹底を図った。

決議書等の並び替えの作業等を行う共有の机の真下に設置していたごみ箱を撤去した。

同月13日、決議書等のシステム入力及び並び替え作業について、その実施者をチェック表に記録して行うこととした。その上で、システムに入力した決議書等について、直ちにパイプファイルに編綴後、課長席後ろのキャビネットに保管することとし、入力から保管場所に保管するまでは中断することなく一連の作業として実施することとした。

その作業の翌日、システムから出力される業務処理日報にて、前日の入力件数と突合し、その結果をチェック表に記載してパイプファイルに編綴することとした。その後、システムにおいて、入力締切日までに入力した支給決定決議書の入力結果リストが配信されることから、当該リストとチェック表の件数を確認の上、金融機関順に並べ替え作業を行い、複数人で読み合わせを行うこととした。管理者は、その作業状況を日々チェックすることとした。

同月13日、システム入力から保管までの一連の作業を中断させないよう注意を促す張り紙を掲示した。

(2) 千葉労働局における対策

同月7日、総務課総務指導官よりメールにて局内課室長、各労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し、情報漏えい防止策の徹底を指示し、執務室及び作業スペース（審査・入力・郵便処理等）付近について、今回の事案を受けた防止策が実施されているか点検を行わせるとともに、配下の全職員に対し研修を実施したうえで点検票（記名式個票）を提出するよう通知した（19日までに全所属から報告があり、点検及び研修の実施と点検票の記入提出を行っていることを確認）。